

集合住宅の建築事業者の皆さまへ

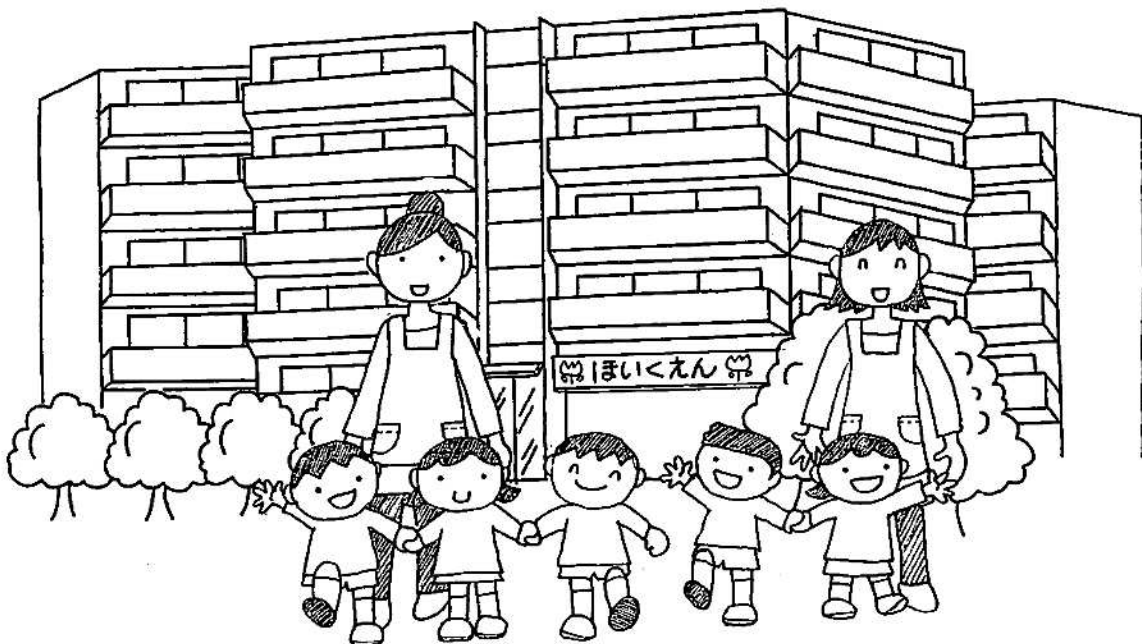


## 集合住宅の建築における保育所等設置の協議について

～建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づく保育所等設置の協議～

世田谷区では、就労等により保育を必要とするすべての家庭が必要な保育を利用できるよう、保育所等の整備に取り組んでいます。

集合住宅等の建築に伴い、地域の保育需要が高まることが見込まれることから、一定規模以上の集合住宅の建築に際しては、保育所等の子育て支援施設の設置について、区との協議が必要となります。



住戸専用面積が40平方メートル以上の住戸の数が50以上又は、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の指定建築物（寮、寄宿舍等の用途に供するものを除く。）の建築をご予定されている場合には、事前に下記問い合わせ先までご相談ください。

### お問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部 保育課 保育育成支援担当(区役所第2庁舎2階22番窓口)

電話03(5432)2527 FAX03(5432)3018

## 建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づく保育所等設置の協議

区では、大規模集合住宅建築に伴う保育需要の急増に対応するため、平成 20 年 4 月に「世田谷区大規模集合住宅の建設における保育所等の設置の協力要請に関する要綱」を定め、大規模集合住宅を建築する事業者の皆さまに保育所等設置のご協力をいただいております。

平成 25 年 12 月、保育所管と建築所管との連携を強化し、集合住宅建築の機会を捉えた保育所等の設置をより一層推進することで、区民が安心して子育てできる環境整備を拡充することを目的に、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（以下「住環境条例」という。）」の一部を改正し、一定規模以上の集合住宅の建築について、保育所等設置の協議を義務付けることを決めました。

集合住宅を建築する事業者の皆さまにおかれましては、就学前人口の増加に伴う新たな保育需要に対応するため、保育所等設置のご検討を頂きたいようお願い申し上げます。

### 適用対象となる指定建築物の規模等

住戸専用面積が 40 平方メートル以上の住戸の数が 50 以上又は、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上の指定建築物（寮、寄宿舎等の用途に供するものを除く。）

### 保育所等の設置に関する協議の義務づけ

上記の適用対象となる規模等の指定建築物の建築をしようとする建築主は、住環境条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行おうとする日の前までに、児童福祉法第 39 条に規定する保育所その他子育てを支援するための施設で規則で定めるものの設置について、区長と協議を行う必要があります。

保育所等の設置に関する協議が終了していないと住環境条例第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく「建築計画届出書」の受付ができなくなりますのでご注意ください。

### 保育所等の設置に関する協議の流れ

**事前相談** 適用対象となる規模等の集合住宅の建築を予定している場合は、建築計画が確定しない段階で、予め保育所等設置の協議についてご相談ください。

**協議開始** 協議届出書及び必要書類をご提出ください。

2  
週  
間  
程  
度

**保育所等設置の要請** 区が保育所等設置の必要があると認めた場合、保育所等設置要請書により保育所等設置を要請します。

**保育所等設置の協力要請に対する回答** 区の保育所等設置の要請に対する回答を、保育所等設置要請に対する回答書によりご提出ください。

**保育所等設置の協議終了** 住環境条例による建築計画及び協議に関する届出に際しての保育所等設置に関する協議が終了したことの確認書類として、区から協議結果確認書を通知します。保育所等設置の協議結果については、区ホームページを通じて公表を予定しています。保育所等の整備については、設置予定の保育所等種別の担当所管に引継ぎます。



**住環境条例による建築計画及び協議に関する届出（条例第 7 条）**

### 保育所等の種別及び施設・設備の主な要件（概要）

住環境条例に基づく保育所等設置の協議により、設置をご検討いただきたい保育所等の種別は以下のとおりです。詳細は問い合わせ先までお訊ねください。

## 保育所等の種別

### ア 保育所（認可）

保育に欠ける（家庭において保育ができない事情がある）乳幼児の保育を行う施設

### イ 地域子育て支援拠点事業を実施する施設

乳幼児及びその保護者の交流、子育ての相談、情報提供、助言その他援助を行う事業を行う施設

### ウ 一時預かり事業を実施する施設

通常家庭で保育している乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う施設

### エ 家庭的保育事業を実施する施設

保育に欠ける乳幼児を集合住宅の住戸そのままの状態で行う施設

### オ 認可外保育施設

保育所（認可）同様乳幼児の保育を行う施設で、認可を受けていない施設

### カ その他

## 施設・設備の主な要件（概要）

### ア 保育所（認可）

建築基準法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、及び保育所設置認可等事務取扱要綱等関係法令及び施設・設備基準を遵守すること

施設・設備	要件（1人あたり有効面積等）
施設に必要な面積の目安	（世田谷区における保育所の整備実績） 敷地面積：12平方メートル/定員1人（園庭相当面積を含む） 建物延床面積：8平方メートル/定員1人 区ホームページに区内保育所等の構造・規模、簡単な平面図を掲載しています。 ご検討いただく際の参考にしてください。 【掲載位置】：トップページ > 施設 > 保育園

詳細はお問い合わせください。

### イ 地域子育て支援拠点事業を実施する施設

乳幼児とその保護者10組が利用できるスペースと水道、トイレ等の乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備が備わっていること

### ウ 一時預かり事業を実施する施設

「ア 保育所（認可）」に準じて適切な保育環境を備えること

### エ 家庭的保育事業を実施する施設

保育室の面積は乳幼児1人あたり3.3平方メートル以上。0歳から3歳まで。定員5人以下

### オ 認可外保育施設

「ア 保育所」参照。保育室の面積は乳幼児1人あたり1.65平方メートル以上。定員の下限なし。調理室、医務室、屋外遊戯場は必須ではない。

## 関係規定

### 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（抜粋）

（保育所等の設置に関する協議）

第9条の2 住戸専用面積が40平方メートル以上の住戸の数が50以上又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の指定建築物（寮、寄宿舎等の用途に供するものを除く。）の建築をしようとする建築主は、第7条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする日の前までに、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所その他子育てを支援するための施設で規則で定めるものの設置について、区長と協議を行わなければならない。

### 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（抜粋）

（設置に関する協議を行うべき施設）

第8条の2 条例第9条の2に規定する規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施する施設
- (2) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施する施設
- (3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する施設
- (4) 児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設の届出を要する施設
- (5) 前4号に掲げるもののほか、子育て支援に供することができる区長が認める施設

### 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づく保育所等設置に関する協議取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、増加する保育需要に対応するため、世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、区が集合住宅の建築をしようとする建築主（以下「建築主」という。）と保育所等の自主的な設置について協議し、もって安心して子育てできる環境整備の拡充に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第9条の2の協議 第3条の規定による協議届出書（第1号様式）の提出から第5条の規定による協議結果確認書（第4号様式）の送付までの手続をいう。
- (2) 集合住宅 住戸専用面積が40平方メートル以上の住戸の数が50以上又は住宅の用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の指定建築物（条例第5条に規定する指定建築物（寮、寄宿舎等の用途に供するものを除く。）をいう。）をいう。
- (3) 保育所等 次に掲げる施設をいう。  
ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所  
イ 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施する施設  
ウ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施する施設  
エ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を実施する施設  
オ 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を要する施設  
カ 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号。第5条において「規則」という。）第8条の2第5号の規定により子育てを支援するための施設として区長が特に認めるもの

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（協議届出書の提出）

第3条 区長は、条例第9条の2の協議（以下単に「協議」という。）を行うにあたり、建築主が条例第7条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする日の前までに、当該建築主が建築をしようとする集合住宅に係る次に掲げる書類を添付した協議届出書を提出させるものとする。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 工期スケジュール表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（保育所等の設置の要請）

第4条 区長は、協議に係る集合住宅が建築される地域に保育サービス待機児童が在住し、又は当該集合住宅が建築されることにより当該集合住宅が建築される地域の就学前人口の増加が見込まれる場合において、当該集合住宅に保育所等の設置が必要であると認めるときは、当該集合住宅の建築主に対し、保育所等の設置を要請するものとする。

2 区長は、前項の規定による要請をするときは、当該建築主に対し、保育所等設置要請書（第2号様式）を送付し、保育所等設置要請に対する回答書（第3号様式。次条において「回答書」という。）を指定する期日までに提出することを求めるものとする。

（協議結果確認書の送付）

第5条 区長は、回答書の提出があったときは、その内容を審査し、当該回答書を提出した建築主に対し、協議結果確認書を送付することにより協議の結果及び協議が終了した年月日を通知し、当該年月日並びに区担当職員の名及び氏名を建築計画届出書（規則第1号様式）に添付する建築計画書に記載させるものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に準用する。

- (1) 協議に係る集合住宅に保育所等の設置が必要でないとき。
- (2) 国、他の地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の公益団体が建築主である集合住宅について、協議を行う前に当該集合住宅に保育所等を設置することに関する協定等を区と締結した場合において、当該協定等を変更する必要がないとき。

（協議の結果の変更）

第6条 前3条の規定は、協議結果確認書に記載した事項を変更することを当該建築主が希望する場合に準用する。

（協議の結果の公表）

第7条 区長は、建築主の同意を得て協議の結果を区民に対して公表することができるものとする。

（支援）

第8条 区長は、集合住宅に保育所等を設置しようとする建築主に対し、必要に応じて保育所等の運営事業者に関する情報を提供し、又はその他の支援を行うものとする。

2 前項の支援は、補助金の交付等について何らの優遇措置を伴わないものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

区ホームページに届出様式データを掲載しています。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

【掲載位置】

「検索」にページ番号131153



131153

検索

